

新潟県臨床検査技師会 会計処理規程

平成 26 年 1 月 18 日 制定

平成 29 年 2 月 18 日 改訂

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規定は、一般社団法人新潟県臨床検査技師会（以下「本会」という）における会計処理に関する基本を定めるもので、収入及び支出の状況並びに財政状態について、それぞれの内容を正確に把握し、本会の事業活動の能率的運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本会の経理業務に関しては、他の法令及び本会定款（以下「定款」という）、その他この規定の定めるところによる。

(会計年度)

第 3 条 本会の会計年度は、定款の定めるところに従い、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(予算統制)

第 4 条 本会は、毎事業年度、次条の経理区分に従って予算書を作成し、その収入及び支出は、予算に基づいて統制する。

(経理区分)

第 5 条 本会の経理は、実施事業等会計、その他会計及び法人会計に区分して行なうものとする。

第2章 勘定および帳簿

(勘定科目)

第6条 本会の一切の取引は、別に定める勘定科目により経理しなければならない。

(帳簿等)

第7条 本会は、予算及び会計に関する帳簿及び伝票を備え、複式簿記の原則に従って所要の事項を整然かつ明瞭に記録しなければならない。

2 帳簿は、主要簿及び補助簿とし、その種類は別に定める。

(経理責任者)

第8条 経理責任者は、事務局の長とする。

(経理事務担当者)

第9条 経理事務担当者は、会計担当理事とし事務局長の指揮のもとにその業務を行なう。

(書類の保存、処分)

第10条 会計帳簿、伝票及び証ひょう書類の保存期間は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 予算及び決算書類 | 永久 |
| (2) 会計帳簿及び会計伝票 | 10年 |
| (3) 証書類 | 10年 |
| (4) その他の書類 | 5年 |

2 前項の保存期間は、年度決算日の翌日から起算するものとする。

3 帳簿等を焼却その他の処分に付する場合は、事前に経理責任者の指示または承認を得なければならない。

第3章 予算

(目的)

第11条 収支予算は、各事業年度の事業計画を明確な計数として損益計算ベースで表示することにより、事業の効率的な運営を図ることを目的とする。

(予算の統括)

第12条 予算に関する事務は、会長が統括する。

(事業計画及び収支予算書の作成)

第13条 本会の事業計画及び収支予算は、経理区分ごとに毎事業年度開始前に作成し、理事会の議決を経て会長が定める。

(支出予算の実施)

第14条 本会の収支予算の執行者は、会長とし、やむを得ない場合には経理責任者がこれを行い、直ちに会長に報告するものとする。

2 各事業担当の理事は、所管事項に関する予算執行について責任を負うものとする。

(支出予算の流用)

第15条 予算の執行に当たり項目間において相互に流用してはならない。ただし、会長が特に必要と認めるときは、中科目または小科目間についてはこの限りでない。

(予算の補正)

第16条 予算の補正を必要とするときは、会長は補正予算を作成して、理事会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第17条 会計年度開始前までに予算が成立しない場合は、予算成立の日まで前年度の予算に準じて執行する。

第4章 出納

(金銭の範囲)

第18条 この規定において、金銭とは、現金及び預貯金をいう。

- 2 現金とは、通貨の他、小切手、その他随時に通貨と引き替えることができる証書をいう。
- 3 預貯金とは、当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、金銭信託等をいう。
- 4 手形及び有価証券は、金銭に準じて取扱うものとする。

(出納責任者)

第19条 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。

- 2 出納責任者は会計担当理事とし、金銭の保管及び出納事務を取扱わせるため、事務職員を置くことができる。

第5章 決算

(目的)

第20条 決算は、一定期間の会計処理の記録を整理し、その状況や財産の増減及び一定期間末の財政状況を明らかにすることを目的とする。

(計算書類の作成)

第21条 本会は、毎事業年度終了後速やかに当該事業年度末における次の計算書類を作成しなければならない。

- (1) 正味財産増減計算書（正味財産増減計算書内訳表）
- (2) 貸借対照表
- (3) 附属明細書
- (4) 財産目録

第6章 新潟県知事への報告

第22条 本会は、前条の計算書類について監事の監査を受け、理事会の議決及び総会の承認を得たときには事業報告（附属明細書含む）及び公益目的支出計画実施報告書とともに毎事業年度終了後3ヶ月以内に新潟県知事に提出する。

第7章 雑則

（規定の改廃）

第23条 この規定を改廃する場合には、理事会の議決を経て行なう。

附則

（附則）

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 旧会計処理規定(平成15年8月1日制定)は、この規定の施行をもって廃止する。

新潟県臨床検査技師会 個人情報保護規程

平成26年1月18日 制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人新潟県臨床検査技師会（以下「この法人」という。）定款第58条の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いに関して、この法人の役員及び職員（以下「役・職員」という。）が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

一 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

二 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

三 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

四 本人

「本人」とは、当該個人情報によって職別される、又は識別され得る生存する特定の個人をいう。

五 役・職員

「役・職員」とは、この法人に所属するすべての理事、監事及び職員をいう。

六 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、会長によって指名された者であって、この法人で取り扱う個人情報に関する責任と権限を有する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての役・職員に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

2 この法人の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、この法人の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。

3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

第4条 この法人においては、広報部副会長を個人情報管理責任者とする。

2 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

(個人情報の取得)

第5条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

2 本人から直接に個人情報を取得する場合には、本人(本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。)に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代

わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。

- 一 この法人の名称、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先
- 二 個人情報の利用目的
- 三 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法
 - ア 当該データの利用目的の通知を求める権利
 - イ 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利
 - ウ 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利
 - エ 当該データの利用の停止又は消去を求める権利
- 3 本人等以外の者から間接的に個人情報を取得する場合には、本人等に対して、前項アないしエに掲げる事項を書面又はこれに代わる方法で通知し、本人等の同意を得なければならない。

(利用目的及び個人情報の利用)

第6条 個人情報を取扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、この法人の業務において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得た利用目的の範囲内でなければならない。

(個人情報の提供)

第7条 法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、この法人の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報を当該業務委託先に対して提供できるものとする。

- 一 社会通念上相当な事業活動を営む者であること
- 二 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること
- 三 この法人との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること

3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。

4 本条第2項の定めに従い、個人情報を取扱う業務を第三者に委託した場合には、この法人が当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

(個人情報の正確性確保)

第8条 個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第9条 個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報を取扱う役・職員等に遵守させなければならない。

(役・職員等の監督)

第10条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役・職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第11条 保有する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・破棄しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の消去・破棄を行うにあたり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した個人情報等の内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録し、これをこの法人が定める期間、保存しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第12条 役職員等は、個人情報外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第13条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。

ア 漏洩した情報の範囲

イ 漏洩先

ウ 漏洩した日時

エ その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、関係機関とも相談のうえ、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止対策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第14条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第15条 この法人が既に保有している個人情報について、本人からの自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

一 法令の規定による場合

二 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第16条 この法人の個人情報の取り扱いに関する苦情の窓口業務は、事務局が担当する。

2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。

3 事務局の担当者は、適宜、個人情報管理責任者に苦情の内容について報告するものとする。

(改 廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附 則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

新潟県臨床検査技師会 公印規程

平成26年1月18日 制定

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人新潟県臨床検査技師会が公に使用する印章（以下「公印」という）の管理及び使用について定めることを目的とする。

(公印の管理)

第2条 公印の管理は、事務局長が行うものとし、次に掲げる事務について総括するものとする。

- (1) 公印の登録
- (2) 公印の保管
- (3) 公印の新調及び改刻
- (4) 公印の廃棄処分
- (5) その他公印に関し必要な事項

(公印の調製、改刻、廃止)

第3条 公印の調製若しくは改刻し、又は廃止する必要があるときは、その事由を附して会長の決議を経なければならない。

- 2 管理者は、廃止した公印を特別の事情がない限り、廃止した日より3年間保存するものとし、保存期間を終えた印章は、焼却、裁断等適当な方法で処分し廃棄しなければならない。

(公印台帳)

第4条 管理者は公印台帳を作成し、公印の新調、改刻又は廃止のつど、必要な事項を記載し、整理しておかなければならない。

(公印の登録)

第5条 公印の登録は、公印台帳によって行う。

- 2 管理者は、公印を調製若しくは改刻したときは、公印台帳に印影を押し、所要事項を記入し、会長に届け出なければならない。公印の廃棄処分その他台帳記載事項に変更が生じた場合も同様とする。

(公印管理者の義務)

第6条 公印の管理者は、その管理にあたっては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 公印は、鍵のかかる容器に収め、保管しなければならない。
- (2) 公印は、盗難又は不正使用等の事故がないよう努めなければならない。

(公印の使用)

第7条 公印は公文書以外に使用することができない。

- 2 公印は白券又は白紙に押し、又は刷り込みをすることができない。ただし、特に、理事会の承認を得たときは、この限りではない。
- 3 公印を使用するときは、押印しようとする文書、その他の物に決裁済みの文書を添えて、公印管理者の照合を受けなければならない。
- 4 公印は、特に管理者の承認を受けた場合のほか、外部に持ち出してはならない。

(委 任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事会でこれを定める。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 旧公印規則（平成15年8月1日制定）は、この規程の施行をもって廃止する。

公印台帳

登録日	印影	管理者	摘要
平成15年8月1日			規則制定により登録
改刻日	印影	管理者	摘要
改刻日	印影	管理者	摘要

新潟県臨床検査技師会 公益事業規程

平成26年1月18日 制定

(目 的)

第1条 この規定は、一般社団法人新潟県臨床検査技師会（以下「本会」という）における公益事業に関する基本を定めるものとする。

(事業目的)

第2条 衛生医療事業であることを主とし、臨床検査技師として社会的貢献・地位向上と共に、検査技術を通して地域保健業務の推進と保健医療の向上及び県民の健康の保持・増進に寄与する。

(事業内容)

第3条 本会の公益事業に関しては、総務部門の公益事業部で各支部との連携で事業展開を図る。

- ・より多くの会員の公益事業への参画と理解を図る方法の検討
- ・将来の検査技師を育成するための学生向け研修、講義
- ・臨床検査技師・臨床検査の保健医療業務における必須業務として、啓蒙方法を検討
- ・予防医学の啓蒙と推進
- ・その他公益事業推進に関すること

(部門員構成)

第4条 部門員は以下のもので構成する。

会長・副会長・事務局長・事務局次長・各支部長とする。ただし、理事内で会長が必要と認めた時は理事会の承認を得て増すことができる。

(公益事業に関する費用)

第5条 会員の公益事業参加に対する支給額については別表公益事業支給基準による。

(規程の改訂)

第6条 この規程を改訂する場合には、理事会の議決を経て行う。

(附 則)

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 旧公益事業規定（平成23年2月12日制定）は、この規程の施行をもって廃止する。

別表 公益事業支給基準

1. 日当	行動費として2時間までを1単位とし1000円支給する。但し、1日2単位を限度とする
2. 交通費	一律 1000円とする
3. 食卓費	昼食をまたいで活動する場合は1000円とする

新潟県臨床検査技師会 篠川至賞

昭和57年6月12日制定

昭和61年4月25日一部改正

平成2年4月1日一部改正

平成8年2月17日細則一部改正

平成24年12月8日一部改正

平成28年9月24日一部改訂

趣意

新潟県臨床検査技師会の創設と会員の指導育成に尽された、初代新潟県衛生研究所長篠川至先生を賛え、寄贈された基金をもとに会員の報奨を行う。

新潟県臨床検査技師会 篠川至賞運営規程

総則

第1条 新潟県臨床検査技師会組織運営・理事会規程第20条により、本会に篠川至賞を設ける。

目的

第2条 本賞は、臨床検査の領域において学術の研鑽に努め、業績を挙げた会員及び本会の発展に功績のあった会員に贈る。

基金

第3条 本賞の基金は、寄附金及び替助金等とし、会計は特別会計とする。

選考

第4条 本賞の選考は、選考委員会に委ねる。

運営

第5条 その他運営に関する事項は、別に定める。

補則

第6条 この規程の改訂は、理事会において行うものとする。

(附則)

- この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 旧篠川至賞運営規定(昭和57年6月12日制定)は、この規程の施行をもって廃止する。

新潟県臨床検査技師会 篠川至賞運営細則

目 的

第1条 篠川至賞運営規程の適切な施行を図るため、この細則を定める。

選考委員

第2条 運営規程第4条の選考委員は、会長の委嘱した学識経験者及び理事並びに歴代会長の中から選任する。

候補者の推薦

第3条 この賞の候補者は、支部内の会員の中から支部長をつうじて推薦する。

表 彰

第4条 この賞の表彰は、毎年開催する通常総会に合わせて行い、その対象者は、2名以内とする。

付 則

1. この細則の改訂は、理事会において行う。
2. この細則は、平成8年2月17日から施行する。

新潟県臨床検査技師会 篠川至賞候補者推薦基準内規

平成7年2月25日制定
平成9年2月22日一部改正
平成12年12月9日一部改正
平成24年12月8日一部改正
平成28年9月24日一部改訂

1. この賞は、特別功労部門および学術部門のいずれかに該当する会員を推薦対象とする。
2. 特別功労部門
臨床検査、衛生検査の分野において、後進の指導、育成に貢献のあったもので、次の各号のいずれも該当する者とする。
 - (1) 年齢が55歳以上であること。
 - (2) 当会の特別功労者表彰を受賞している者であること。
 - (3) 本会の理事、常任理事及び監事の経歴年数が15年以上であり、且つ三役経験者が望ましい。
 - (4) 現役員でないこと。
3. 学術賞部門
臨床検査分野において学術的な貢献が顕著なもので、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 日本医学検査学会、北日本支部医学検査学会、当会の学会等で学術発表した会員で、該当と思われる者。
 - (2) 学術研究班として、全国委員、北日本支部委員、県委員として永年にわたり活躍している会員とする。
 - (3) その他、臨床検査技師会に関する、学術活動に永年にわたり貢献された会員とする。

(4) 北日本支部医学検査学会学術奨励賞の受賞者で、該当と思われる者。

4. 候補者の推薦について

篠川至賞運営細則第3条によって、推薦された候補者については、表彰委員会の議決を経て、選考委員会に委ねる

5. 篠川至賞選考委員会の構成員について

篠川至賞運営細則第2条による選考委員については次の通りとする。

学識経験者（外部）、会長、副会長、事務局長、篠川至賞制定後の歴代会長（代表）を含む計9名とする。

6. その他

(1) 「学術賞部門」の選考書類には抄録を必ず添付する。

(2) 候補者の推薦は、篠川至賞運営細則第3条により、支部内の会員から支部長を通じて行われるが、幅広く候補者の推薦を行うために、会長からも推薦できるものとする。但し、この場合にも書類等は支部長を通じて候補者を挙げるものとする。

附則

この内規は、平成25年1月1日から施行する。

新潟県臨床検査技師会 情報公開規程

平成26年1月18日制定

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人新潟県臨床検査技師会（以下「この法人」という。）定款第57条第2項の規定に基づき、この法人の活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第7条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないし謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 この法人は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

(公 告)

第5条 この法人は、法令並びに定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第59条の方法によるものとする。

(書類の事務所備え置き)

第6条 この法人は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(事務所備え置き書類)

第7条 前条の事務所備え置きの対象書類は、別表1に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表1中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の書類を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第8条 この法人の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。

2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧時間は、業務時間内とする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第9条 閲覧希望者から別表1に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

一 様式1に定める閲覧（謄写）申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。

二 閲覧（謄写）申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。

三 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(インターネットによる情報公開)

第10条 この法人は、第5条ないし第7条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は担当執行理事が定める。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事会の決議を経てこれを定める。

(管理)

第12条 この法人の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

別表1

対象書類の名称	閲覧対象者	謄写の是非	保存期間	備え置き場所
1. 定款	特定なし	可		主たる事務所
2. 会員名簿 (*1)	特定なし	可		主たる事務所
3. 計算書類等 (各事業年度の計算書類・事業報告・附属明細書・監査 (会計監査) 報告)	特定なし	可	5年	主たる事務所
4. 事業計画、収支予算書	特定なし	不可	1年	主たる事務所
5. (1) 財産目録 (2) 役員等名簿 (*1) (3) 運営組織・事業活動の状況及び重要数値記載書類	特定なし	不可	5年	主たる事務所
6. 総会議事録	会員	可	10年	主たる事務所
7. 理事会議事録	会員	可	10年	主たる事務所
8. 会計帳簿	会員	可	10年	主たる事務所

(*1) 非会員からの閲覧請求の場合、個人の住所は除外する。

様式1

情報公開規程に基づく閲覧 (謄写) 申請書

一般社団法人

新潟県臨床検査技師会

会長 ○○ ○○ 殿

申請月日

申請者

申請者住所 〒

電話番号

私 (申請者) は、下記の閲覧 (謄写) 目的に従って閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧 (謄写) 書類名:

閲覧の目的

閲覧日時:

新潟県臨床検査技師会 組織運営・理事会規程

平成 26 年 1 月 18 日 制定
平成 28 年 8 月 27 日一部改訂

第 1 章 総 則

(総 則)

第 1 条 一般社団法人新潟県臨床検査技師会（以下「本会」という）の組織及び理事会運営は、定款及びこの規程の定めるところによる。

第 2 章 組 織

(支 部)

第 2 条 定款第 6 条による支部の地区については、別表 1 によることとする。但し交通その他の理由があるときは、所属支部の申出により理事会にはかり変更することができる。

別表 1

支 部	市 町 村
上 越	糸魚川市、上越市、妙高市
中 越	加茂市、田上町、柏崎市、刈羽村、出雲崎町、三条市、見附市、長岡市、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町、十日町市
下 越	村上市、関川村、粟島浦村、胎内市、新発田市、聖籠町
佐 渡	佐渡市
新 潟	新潟市、燕市、弥彦村

(役員の数)

第 3 条 理事の定数は 30 名以内とし、各支部における選出は別表 2 のとおりとする。ただし、会長がこの会の運営上必要と認めるときは、理事会の承認を得て 5 名以内増すことができる。

別表 2 理事選出区分

上越	中越	下越	佐渡	新潟	事務所所在地	会長委嘱	合 計
3	7	3	2	8	2	5	30

(役員を選出)

第 4 条 理事並びに監事は、各支部選出委員会の代表をもって構成した選出委員会の議を経て、総会に報告し、承認を得る。

(支部長)

第 5 条 支部長は第 2 条による支部毎に選出し、支部長は本会の常任理事とする。

(常任理事数)

第 6 条 常任理事は若干名とするが、実務に合わせ 16 名（代表理事、執行理事を除く）以内を適正数とする。ただし、会長が必要と認めるときは、理事会の承認を得て理事を常任理事として増すことができる。

(会 員)

第 7 条 本会の正会員は、勤務地の属する支部または施設に所属しない会員は居住の支部に属するものとする。

第 8 条 新潟県内の臨床検査技師養成機関に在籍する学生を学生会員として入会させることができる。

(入会金及び会費)

第9条 定款第9条、第10条及び組織運営・理事会規程第8条による入会金及び会費は細則の定めるところによる。

第3章 理事会、常任理事会及び委員会

(理事会)

第10条 本会は、総会につづく決議機関として理事会をおく。

2 理事会は、常任理事および理事をもって充て、会長が招集する。

3 理事会は、定期に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、随時開催することができる。

(常任理事会)

第11条 本会は会務執行機関として常任理事会をおく。

2 常任理事会は、常任理事をもって充て、会長が招集する。

3 常任理事会は、会長が必要と認めたときは随時開催することができる。

(委員会)

第12条 本会の組織運営のため、次の委員会をおき、それぞれの業務を分掌する。

1. 会誌編集委員会

- 1) 各種広報の年間計画に関する事
- 2) 各種広報の編集・発行に関する事
- 3) 広報原稿の依頼・収集に関する事
- 4) 内外文献の保管整理に関する事
- 5) その他必要な事

2. 表彰委員会

- 1) 表彰全体計画に関する事
- 2) 組織運営・理事会規程第20条の該当者の調査申請に関する事
- 3) 組織運営・理事会規程第20条の審査に関する事
- 4) その他必要な事

3. 検査研究部門委員会

- 1) 研究班活動の年間計画に関する事
- 2) 全国研究班との連絡及び伝達に関する事
- 3) 新潟県臨床検査学会に関する事
- 4) その他必要な事

4. 精度管理委員会

- 1) 精度管理調査に関する事
- 2) 調査に基づく広報並びに指導に関する事
- 3) その他必要な事

5. 生涯教育委員会

- 1) 生涯教育研修に関する事
- 2) その他必要な事

6. 災害対策委員会

- 1) 日本臨床衛生検査技師会共済制度規定による調査に関する事
- 2) 災害防止に関する事
- 3) その他必要な事

7. 標準化委員会

- 1) 検査値標準化に関する事
- 2) その他必要な事

8. 精度保障施設認定委員会
 - 1) 検査技術認証に関すること
 - 2) その他必要なこと
9. ホームページ委員会
 - 1) ホームページの更新に関すること
 - 2) その他必要なこと
10. 公益委員会
 - 1) 公益事業に関すること
 - 2) その他必要なこと
11. その他会長が必要と認める委員会
 - 2 委員は理事会において選任し、会長が委嘱する。
 - 3 委員会には、委員の互選により正副委員長を置く。
 - 4 委員の任期は2年以内とし、定数は理事会で定める。

第4章 部局と運営

第13条 本会には事務局をおき、事務局には部局をおき、部にはそれぞれ当該各号に定める担当をおく。

- 1) 総務部庶務会計 組織調査渉外
 - 2) 学術部 学術
 - 3) 広報部 広報（会誌編集・新臨技ニュース・ホームページ等）
- 2 事務局長は、事務局を統括するとともに、会の運営について常時会長及び副会長を補佐する。
 - 3 事務局次長は、事務局長を補佐する。
 - 4 各部の運営は、常任理事をもってこれに充てる。
 - 5 各部に部長をおき、副会長がこれにあたる。

(庶務)

第14条 庶務においては、次の事務を司る。

1. 定款および諸規定に関すること
2. 会務の報告に関すること
3. 文書の收受発行に関すること
4. 会議ならびに議事録に関すること
5. 事務所の管理に関すること
6. 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会との関係業務に関すること
7. その他前各号に掲げるもののほか、他の主管に属さないもの

(会計)

第15条 会計においては、次の事務を司る。

1. 会計諸帳簿の作成および保持に関すること
2. 現金の出納事務に関すること
3. 予算および決算に関すること
4. 財産の記録管理に関すること
5. その他必要なこと

(組織調査)

第16条 組織調査においては、次の事務を司る。

1. 会員名簿に関すること
2. 会の組織調査に関すること
3. 会員表彰に関すること
4. その他必要なこと

(学 術)

第17条 学術においては、次の事務を司る。

1. 学会の開催運営に関すること
2. 研究班活動の推進に関すること
3. 生涯教育研修に関すること
4. 検査の精度管理に関する調査、研究および指導に関すること
5. その他学術向上に必要なこと

(広 報)

第18条 広報においては、次の1乃至3項に委員会を設け、広報全般の計画・企画・発行・管理それぞれの代表者をもって当て、各業務を分掌する。

1. 会誌の編集、発行に関すること
2. 新臨技ニュース、会報の編集、発行に関すること
3. ホームページの編集、維持管理に関すること
4. 内外文献の保管に関すること
5. その他必要なこと

(渉 外)

第19条 渉外においては、次の事務を司る。

1. 臨床衛生検査技師に関する啓蒙宣伝に関すること
2. その他渉外に関すること

第5章 表 彰

第20条 この会の会員表彰は、別に定める表彰規程及び篠川至賞運営規程によるものとする。

第6章 雑 則

第21条 この規程は理事会の議決を経なければ変更することはできない。

第7章 附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 旧組織運営規程(昭和61年4月25日制定)は、この規程の施行をもって廃止する。

細 則

(入会金・会費)

第1条 組織運営規程第9条による入会金及び会費は、次の各号に掲げる額とする。

1. 正会員は1会員につき年会費5,500円とする。
2. 賛助会員は1会員につき年会費20,000円とする。
3. 学生会員は1会員につき年会費2,000円とする。

(会費の納入期)

第2条 会費の納入期は次のとおりとする。

1. 新入会者は、入会手続と同時に入会金及びその年度の会費を納入するものとする。
2. 賛助会員または学生会員として入会する者は、入会手続と同時にその年度の会費を納入するものとする。
3. 正会員及び賛助会員は前年度の2月末日までに会費を前納する。

(付 則)

第3条 この細則の変更は総会の議決による。

第4条 この細則の施行は平成26年4月1日よりとする。

新潟県臨床検査技師会 総会運営規程

平成 26 年 1 月 18 日制定
平成 28 年 8 月 27 日一部改訂

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人新潟県臨床検査技師会(以下「この法人」という。)定款第 32 条の規定に基づき、社員総会(以下「総会」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 総会招集の手続等

(招集の手続)

第 2 条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- 一 総会の日時及び場所
- 二 総会の目的である事項
- 三 書面によって議決権を行使することができるとする場合はその旨
- 四 電磁的方法によって議決権を行使することができるとする場合はその旨
- 五 次に掲げる事項
 - イ 総会参考書類に記載すべき事項
 - ロ 書面による議決権の行使については、議決権行使書を開催日の前日までに提出すべき旨
 - ハ 電磁的方法による議決権の行使については、開催日の前日までにすべき旨
- 六 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
- 七 次に掲げる事項が総会の目的事項であるときは、当該事項にかかる議案の概要
 - イ 役員を選任
 - ロ 役員報酬等
 - ハ 事業の全部の譲渡
 - ニ 定款の変更
 - ホ 合併
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第 37 条第 2 項の規定により正会員が総会を招集する場合には、その正会員は前項各号に掲げる事項を定めるとともに、次条に定める招集の通知をしなければならない。

(招集の通知)

第 3 条 総会を招集するには、前条第 2 項の場合を除き、会長は、総会の開催日の 4 週間前までに、正会員に対し、書面により、又は正会員の承諾を得て電磁的方法により、通知を発しなければならない。

2 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、総会参考書類及び議決権行使書、出席票その他必要な書類を同封しなければならない。

(議決権行使に関する基準日)

第 4 条 総会開催日の 2 箇月前に在籍している正会員を、当該事業年度の定時総会及び臨時総会に関して議決権を有する正会員とする。

(資格審査委員会)

第 5 条 出席者の資格を審査するため、資格審査委員を設ける。

(審査結果の報告)

第6条 資格審査委員は、構成員の資格を審査し、委員は資格審査の結果を総会に報告しなければならない。

(議事運営委員会)

第7条 議長は、会議を円滑に運営するため、議事運営委員会を設ける。

2 議事運営委員会は、資格審査委員がこれを兼ねる。

(議事運営)

第8条 議事運営委員会は、次の事項を審議し、その結果を総会に提案する。

- 一 議事日程の時間の割振と変更
- 二 会議混乱の收拾、その他事故ある時の取扱い
- 三 提出議案及び出席正会員からの議案提出に関する取扱い
- 四 その他、議事運営に関する事

(書記及び議事録署名人)

第9条 議長は、会議を司り、会議の議事を記録するため、書記及び議事録署名人2名を任命する。

第3章 総会の開催

(会場の設営等)

第10条 総会の開催に際しては、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置する。

(正会員の出席)

第11条 総会に出席する正会員は、会場の受付において、予め送付を受けた出席票の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

2 正会員の代理人として総会に出席する正会員は、会場の受付において、前項の出席票と委任状の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

(正会員以外の者の出席)

第12条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2 この法人の職員及び弁護士等は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て総会に出席することができる。

(傍聴者)

第13条 傍聴者は、定められた場所において傍聴することができる。

第4章 総会の議事

(司会者と議長及び副議長の選出)

第14条 司会者は会長が指名し、議長及び副議長決定までの会議の責任を持つものとする。

2 司会者は仮議長となり、出席した正会員の中から議長及び副議長を選出するものとする。

3 議長及び副議長は、総会出席正会員の中から各1名とする。

(議長及び副議長の権限)

第15条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

- 一 正会員又はその代理人として出席したものであって、その資格を有しないことが判明した者
- 二 議長の指示に従わない者
- 三 総会の秩序を乱した者

3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発

言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

4 副議長は、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

(定足数の確認)

第 16 条 議長は、総会の開会に際し、資格審査委員長に出席者を確認させ、会場に報告させなければならない。

2 出席者が定足数に満たない場合は、休憩又は延会を宣言しなければならない。

(開会の宣言)

第 17 条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は議場に開会を宣言する。

(開会時刻の繰り下げ)

第 18 条 議長は、やむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している正会員等に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(議案提出権)

第 19 条 総正会員の議決権の 30 分の 1 以上の議決権を有する正会員に限り、理事に対し、一定の事項を総会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、総会の日 6 週間前までにしなければならない。

第 20 条 正会員は、総会において、総会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき総会において総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の賛成を得られなかった日から 3 年を経過していない場合は、この限りではない。

第 21 条 総正会員の議決権の 30 分の 1 以上の議決権を有する正会員に限り、理事に対し、総会の日 6 週間前までに、総会の目的である事項につき当該正会員が提出しようとする議案の要領を正会員に通知することを請求することができる。

2 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき総会において総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の賛成を得られなかった日から 3 年を経過していない場合には、適用しない。

(議題の付議の宣言)

第 22 条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べて順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第 23 条 議長は、議題付議の宣言後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 正会員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、又は、その説明をすることが正会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認めるときはこの限りではない。

3 一般社団・財団法人法第 43 条、第 44 条又は第 49 条第 3 項の規定により正会員から提案があった場合は、議長はその正会員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれにかかる意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第 24 条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

2 発言の順序は、議長が決する。

3 議長から指名を受けたときは、発言に先立ち、施設名、氏名を明確にして発言する。

4 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第 25 条 正会員は、総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。

3 議長は、第 1 項の動議が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(議長の不信任動議)

第 26 条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

2 前項の動議が決議されたときは、議事運営委員長が仮議長となり、その総会の議長を出席正会員の中から選出する。

3 総会の議長が、その総会において出席正会員の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

(採決)

第 27 条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。ただし、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに採決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定款第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。

4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。

5 修正案の採決においては、書面又は電磁的方法によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取り扱う。

6 一般社団・財団法人法第 55 条第 1 項及び第 2 項に規定する議案が提出されたときは、書面又は電磁的方法によって行使された議決権については、賛成の意思が表明されたものとして扱う。

7 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

8 議長は採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることができない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に参入することができる。

(出席した正会員の議決権の数)

第 28 条 総会の決議については、次の数の合計数を出席した正会員の議決権の数とする。

一 出席した正会員本人の議決権の数

二 代理人を出席させた正会員の議決権の数

三 議決権行使書を開催日の前日までに提出した正会員の議決権の数

四 電磁的方法により開催日の前日までに議決権を行使した正会員の議決権の数

(総会の決議)

第 29 条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- 一 一般社団・財団法人法第 30 条第 1 項の総会
- 二 一般社団・財団法人法第 70 条第 1 項の総会(監事を解任する場合に限る。)
- 三 一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項の総会
- 四 一般社団・財団法人法第 146 条の総会
- 五 一般社団・財団法人法第 147 条の総会
- 六 一般社団・財団法人法第 148 条第 3 号及び第 150 条の総会
- 七 一般社団・財団法人法第 247 条、第 251 条第 1 項及び第 257 条の総会

3 総会は、総会の目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。

(採決結果の宣言)

第 30 条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

第 31 条 議長は、必要と認められるときは、再開時刻を定めて休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第 32 条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することができる。

3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに正会員に通知しなければならない。

4 延会又は継続会の日は、当初の総会の日より 2 週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第 33 条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第 34 条 総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。また議長及び出席した正会員の中から議長が指名する議事録署名人 2 名はこれに記名押印しなければならない。

- 一 開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事、監事又は正会員が総会に出席した場合における当該出席の方法)
- 二 議事の経過の要領及びその結果
- 三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する正会員があるときは、当該正会員の氏名
- 四 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された総会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、総会に報告したとき
 - ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- 五 総会に出席した理事、監事の氏名

六 議長の氏名

七 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(議事の経過及びその結果の報告)

第 35 条 会長は、総会の議事の経過及びその結果の概要を、書面又は電磁的方法で報告するものとする。

第 5 章 雑 則

(改廃)

第 36 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

新潟県臨床検査技師会表彰規程

平成 26 年 1 月 18 日制定

令和元年 9 月 14 日改訂

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、本会が行う表彰に関することを定める。

(表彰の種類)

第 2 条 この規程に基づく表彰の種別は、次の各号とする。

- 1 名誉会員表彰
- 2 特別功労者表彰
- 3 永年会員功労者表彰
- 4 生涯教育奨励賞、新人賞
- 5 篠川至賞表彰

(表彰の審査)

第 3 条 前条の表彰にかかわる審査は、別に定める表彰委員会及び選考委員会が行う。

第 2 章 名誉会員表彰

(推薦)

第 4 条 名誉会員は定款第 8 条第 3 項に基づき、表彰委員会の審査を経て理事会が推薦し、総会で決定する。

(推薦基準)

第 5 条 名誉会員は本会に顕著な功績があった者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 1 継続して 25 年以上この会の会員であること
- 2 年齢が 60 歳以上であること
- 3 本会の理事、常任理事及び監事のいずれかの経歴を有するものであること
- 4 3 号の経歴年数が合わせて 15 年以上であること

第 3 章 特別功労者表彰

(基準)

第 6 条 特別功労者は本会の発展に尽くした功績が顕著であった者で、次のいずれにも該当するもの及び特に表彰の必要を認めた者。

- 1 継続して 25 年以上この会の会員であること

2 年齢が50歳以上であること

3 本会の理事、常任理事及び監事の経歴年数が合わせて5年以上であること

(審査)

第7条 特別功労者は表彰委員会の審査を経て、理事会で決定する。

第4章 永年会員功労者表彰

(基準)

第8条 永年会員功労者は、本会に継続して25年以上在籍し、年齢が50歳以上の会員とする。この場合、表彰する年の12月31日をもって当該年齢に達した者であればよいこととする。

(手続き及び審査)

第9条 永年会員功労者は各支部長が推薦し、表彰委員会の審査を経て理事会で決定する。

第5章 生涯教育表彰

(生涯教育奨励賞)

第10条 対象年度で、分野にかかわらず得点上位3名を表彰する。同点数の場合は増員も可とし役員、過去の受賞者も該当者とする。表彰委員会の推薦により理事会で決定する。

(生涯教育新人賞)

第11条 対象年度に30才未満で、分野にかかわらず最多得点者を表彰する。同点数の場合は増員も可とするが、過去の受賞者については、次点者を表彰する。表彰委員会の推薦により理事会で決定する。

第6章 篠川至賞表彰

(選考)

第12条 篠川至賞に関する事項は別に定める規程により、選考委員会の審査を経て理事会で決定する。

第7章 学会演題表彰

(新潟県臨床検査学会 最優秀演題賞・新人賞)

第13条 当該年度の新潟県臨床検査学会にて発表された演題の中から優れた演題に対して最優秀演題賞を1名、新人賞1名を授与する。

(選考)

第14条 選考基準は新潟県臨床検査学会において特に優秀な演題発表に対する表彰とし、演題推薦書(別紙)を学会事務局に提出する。選考をする者は次の各号とする。

- 1 各部門長、ただし部門長が学会欠席時には、部門長が委任した部門員とする。
- 2 該当年度の新潟県臨床検査学会の一般演題にて座長を務めたものとする。

(表彰者の決定)

第 15 条 表彰者の決定は表彰委員会にて演題推薦書より検討後、表彰委員会の推薦により理事会で決定する。新人賞は、当該年度の学会において、優れた発表を行った 30 才未満の会員とする。

第 8 章 表彰

(表彰方法)

第 16 条 表彰は次により行うものとする。

- 1 名誉会員、特別功労者及び永年会員者、生涯教育表彰、学会演題表彰は、毎年開催する通常総会で表彰する。
- 2 篠川至賞は、毎年開催する通常総会に合わせて表彰する。

(内規)

第 17 条 表彰事務の細部に関する事項は、別に定める内規によるものとする。

第 9 章 補則及び付則

(補則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の承認を得るものとする。

第 19 条 この規程は、理事会の決議がなければ変更することができない。

(附則)

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 旧表彰規程（平成 5 年 2 月 20 日制定）は、この規程の施行をもって廃止する。

新潟県臨床検査学会（第 回）学会 一般演題表彰 推薦書

令和 年 月 日

該当する方に○をしてください : 座長 ・ 部門長

該当する賞を選択して○を付けてください : 最優秀演題賞 ・ 新人賞 ・ 該当なし

推薦者氏名 _____ 発表部門 _____

候補者氏名	
施設名	
演題番号	
演題名	

発表評価点 該当評価の点数に○を付けてください。

【評価基準】 特に優れている：5 すぐれている：4 標準的（ふつう）：3
 やや劣る：2 劣る：1

評価内容			評価 (点数)
1	独創性	新しい知見の発見、仮説の立証など新規性、独創性があるか	
2	客観性	対象・方法・解析・検討・検定などが適切に行われているか	
3	信頼性	結果・考察に信頼性はあるか	
4	有用性	臨床的な有用性が認められるか、結論に意義が認められるか	
5	普及性	多くの会員の技術発展に貢献できる内容となっているか	
6	伝達性	スライド・抄録はわかりやすく、発表は聞きやすいか	

【推薦コメント】

評価合計点数	/ 30点
--------	-------

学会優秀演題表彰の選考基準は「新潟県臨床検査学会において特に優秀な演題発表に対する表彰」です。
 用紙は記入後、学会事務局まで提出をお願いします。

新潟県臨床検査技師会 旅費規程

平成26年1月18日 制定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、本会の役職員その他の者が、職務のため行動する場所に支給する旅費について規程することを目的とする。

(旅費支給基準)

第2条 旅費支給額については別表旅費支給基準による。公益事業に伴う旅費については公益事業規程に定めた額とする。

(取扱いの特例)

第3条 旅費取扱いで特別の事情により、この規程によることができないものについては、理事会で処理する。

(規程の変更)

第4条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(附 則)

1. この規程に関する内規を別に定める。
2. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
3. 旧会計処理規定（平成8年2月17日制定）は、この規程の施行をもって廃止する。

<旅費支給基準>

旅 費	原則として職場からの運賃実費
日 当	行動費として4時間までを1単位とし1,000円支給する 但し、1日2単位を限度とする
食卓料	朝、昼各1,000円、夕食は1,500円とする
宿泊料	1泊10,000円以内の実費
車中泊	1泊4,000円とする

新潟県臨床検査技師会 旅費規程運用内規

(目 的)

第1条 この規程は、旅費規程の運用に関し、その細部を規程することを目的とする。

(内規の適用範囲)

第2条 この内規の適用を受ける者は、この会の役職員のほか、各種委員会及び会長が認めた者とする。

(バス賃)

第3条 現行の経路バス料金とする。

(高速バス賃)

第4条 高速バス賃は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給することができる。

- 1 旅行の片道がおおむね100km 以上のとき
- 2 緊急を要するとき
- 3 該當時刻に高速バス利用以外の手段がないとき
- 4 会長が特に認めたとき

(鉄道料)

第5条 原則として JR 普通料金に限り、支給することができる。

(鉄道特急・急行料)

第6条 特急・急行料は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給することができる。

- 1 旅行の片道がおおむね100km 以上（鉄道営業キロ）のとき
- 2 緊急を要するとき
- 3 該當時刻に急行利用以外の手段がないとき
- 4 会長が特に認めたとき

(指定席料金)

第7条 指定席料金は、グリーン料金を除き支給することができる。

(寝台料金)

第8条 B寝台料金に限り、支給することができる。ただし、相当の理由により事前に会長が認めた場合には、A寝台料金を支給することができる。

(船 賃)

第9条 船賃はジェットfoil運賃を支給することができる。また、市内（島内）・港間の交通費は、原則としてバス賃とする。

(タクシー料金)

第10条 タクシー料は、次の各号に該当し、その領収書の添付がある場合に限り支給することができる。

- 1 経路バス、電車等の通行時間外の時
- 2 緊急を要するとき
- 3 多量の携帯物品を所持しているとき
- 4 経路バス、電車等の利用が困難なとき
- 5 複数人の利用等により、バス及び電車賃の額を超えないとき
- 6 会長が特に認めたとき

(航空賃)

第11条 航空賃は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給することができる。

- 1 旅行の片道がおおむね350km 以上のとき
- 2 緊急を要するとき
- 3 航空機の利用によって、本来宿泊すべき行動の宿泊費が不要であるとき
- 4 会長が特に認めたとき

(航空機の利用に伴う経費)

第12条 航空機の利用に伴う経費については旅費規程に定めるもののほか、次の各号によるものとする。

- 1 往復利用の場合は、往復割引運賃で計算する。
- 2 市内・空港間の交通費は、原則として連絡（専用）バス賃とする。
- 3 機内食の有無にかかわらず、食卓料は請求できるものとする。

(車 賃)

第13条 自動車の利用に伴う経費については、1キロにつき20円とする。また、高速料金については片道30キロを超える場合支給できるものとする。

(車中泊料)

第14条 車中泊料は、寝台料金を支給しない場合に限り、規程額を支給することができる。

- 2 車中以外の宿泊で、車中泊料の支給を受ける場合には、宿泊先名を記入するものとする。

(行動時間帯)

第15条 宿泊（車中泊を含む）を伴う行動の午後10時から翌朝6時までは、行動時間としない。

第16条 この会の事務所以外の場所（自宅等）において、文書起案、作成等に要する時間は、行動時間とみなし、旅費支給基準の旅費・日当による行動費（4時間まで1単位とし1,000円とする。行動費については、1日2単位を超えないこと）を支給することができる。但し、会長が認めたときとする。

(朝食卓料)

第17条 宿泊施設における朝定食料が1,000円を超過するとき1,200円を上限として、その実費を請求することができる。請求に当たっては、その領収書を添付すること。

(内規の変更)

第18条 この内規は、理事会の議決を経なければ、変更することが出来ない。

第19条 この内規は、平成25年4月1日から施行する。